

ご寄付について

1 受入可能な寄付について

当財団が受入可能な寄付は、以下のとおりです（詳細は「寄付金取扱規程」をご覧ください）。

1) 一般寄付金

寄付者が用途を指定しない寄付金です。

当財団の活動全般（公益目的事業及び法人運営）を支える資金として活用されます。

2) 特定寄付金

寄付者が用途を指定する寄付金です。

当財団の公益目的事業の資金や基本財産への繰り入れ等に用途を指定することができます。

なお、当財団の公益目的事業に用途を指定された寄付金は、「北海道環境未来基金」として管理・活用されます。

2 寄付の方法について

1) 一般寄付金の寄付方法

- (1) 一般寄付金の寄付申込書をダウンロード（下記）の上、ご記入いただき、メール添付（アドレスは「**7 寄付担当窓口**」参照）でご提出ください。
- (2) 当財団において申込書の内容を確認後、指定の口座へお振込みいただきます。振込先金融機関口座についてはその際お知らせいたします。

一般寄付金の寄付申込書

[Word](#)

[pdf](#)

※ 寄付者が反社会的組織（人）並びに公序良俗に反する活動内容であった場合、また、ご寄付の理由・目的の内容（単なる寄付者ホームページサイトへのリンク目的など）によってはお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

※ 恐れ入りますが、振込手数料は寄付者がご負担ください。

※ 当財団が寄付者の連絡先を把握しており、氏名等の公表を希望しない一般寄付金を送金する場合に限り、寄付申込書の提出を省略することができます。

※ 大変恐れ入りますが、営利法人・個人事業主の皆様におかれましては、寄付金額 10,000 円以上からご検討ください。

(3) 持参による寄付

当財団（北海道環境サポートセンター受付窓口）にて随時受け付けておりますが、事前に事務局にご連絡をいただければ、円滑な対応が可能です。

2) 特定寄付金の寄付方法

特定寄付金を希望される場合は、事前に事務局までご相談ください。なお、寄付者が希望する用途について、当財団で対応が困難な場合は寄付金をお受けできませんので、予めご了承ください。

3 寄付者の情報の公表について

1) 一般寄付金の寄付者

寄付者の申出により、氏名（団体名）及び寄付金額等を当財団のホームページ等で公表することができます。公表を希望される方は、当財団事務局（以下、事務局）にお申し出ください。

2) 特定寄付金の寄付者

法律※により、寄付者の氏名（団体名）、寄付日、寄付金額及び寄付者が定めた用途の内容は公表しなければなりませんので、当財団ではホームページ、公開資料等で公表します。氏名の公表を辞退される方は、必ず事務局にお申し出ください。

※ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 5 項各号

※ 令和 5 年 5 月より、寄付者の公表において、寄付者が運営する WEB サイトへのリンクを希望される場合は、1 回 10,000 円以上の寄付を対象とし、リンク期間を 1 年間とさせていただきます。なお、WEB サイトの内容によっては、リンクをお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

4 税制上の優遇措置及び受領証明書の発行について

当財団にお納めいただく寄付金は「特定公益増進法人に対する寄付金」になりますので、寄付者の皆様は税制上の優遇措置を受けることが可能です（平成 24 年 4 月 1 日以降適用）。

当財団では、寄付者の皆様が確定申告に必要な資料として、「受領証明書」を寄付者全員に、「[税額控除に係る証明書](#)（写）」を個人の寄付者に郵送いたします。

寄付金控除の制度、確定申告の手続等の詳細につきましては、国税庁のホームページをご覧ください。か、最寄りの税務署にお問い合わせください。

5 事前連絡のない専用口座への入金取り扱いについて

寄付に関する事前連絡（寄付申込書提出等）がなく、寄付者に対する連絡方法が不明の入金については、すべて「受領証明書発行の必要がなく、氏名等の公表を希望しない一般寄付金」として取り扱わせていただきます。また、当財団の事前承諾がなく、対応が困難な用途を指定した入金についても、同様に取り扱わせていただきますので、予めご了承ください。

6 金銭以外の寄付の取り扱いについて

寄付の形態や内容によっては、お受けできない場合がありますので、事務局までご相談ください。

7 寄付担当窓口

ご不明な点は、お気軽に下記担当窓口までお問合せください。

公益財団法人北海道環境財団 企画事業部 企画事業課

TEL 011-218-7811 E-mail e_kifu@heco-spc.or.jp（@を半角に変換してご送信ください）

以上